

空き家・空き地バンク

空き家・空き地バンクは、物件所有者と利用希望者を橋渡しする仕組みです！

こんな方はお気軽にご相談ください！



売りたい方



貸したい方



買いたい方



借りたい方

空き家バンクに登録できる物件

- 町内で個人の居住を目的として建築され、現在居住または利用していない建物及びその敷地
- 建築基準法による接道要件を満たしている土地
※老朽化が著しいものなどは除く

売りたい・貸したい方（物件登録の流れ）

① 登録申込

空き家・空き地の売却・賃貸を希望する方は、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- 登録申込書 ●登録カード ●告知書



② 1次調査

提出された書類や関係資料などをもとに、空き家・空き地バンクへの登録に必要な調査を行います。
再建築の可否など、登録に必要な事項を確認します。



③ 2次調査

1次調査後、所有者、担当不動産業者、長洲町の3者が立ち会い、実際の物件を確認します。
建物の間取りや設備、土地の状況などを確認し、空き家・空き地バンクへの掲載内容を整理します。



④ 媒介契約

物件の売却・賃貸にあたって、担当不動産業者と媒介契約を結んでください。



⑤ 物件登録

媒介契約の締結後、空き家・空き地バンクに物件を登録します。



買いたい・借りたい方（登録物件の利用の流れ）

① 事前相談

気になる物件がありましたら、物件を担当する不動産業者へご連絡ください。



② 利用申込

空き家・空き地バンク登録物件の購入・賃借を希望する方は、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- 利用申込書



③ 媒介契約

申し込んだ物件を担当する不動産業者と媒介契約を結んでください。



④ 売買・賃貸借契約

不動産業者の仲介により、所有者と売買・賃貸借契約を結びます。
契約成立時には、仲介手数料が発生します。



【重要】

長洲町では、物件の交渉や契約などには関与しません。
長洲町と協定を結ぶ熊本県宅地建物取引業協会の会員である不動産業者を介して、交渉・契約を行ってください。



空き家バンクを活用した補助制度

売主の方



長洲町
空家等成約奨励金
一律 **5万円**

空き家バンクに登録された空き家が、売買契約の成立に至った場合に交付します。
※空き家の賃貸や空き地の売却は対象となりません。

買主の方



長洲町
空家改修費等補助金
上限 **30万円**（補助率2分の1）

空き家バンクにより成約に至った空き家の改修工事や引越し費用を補助します。
※改修後、3年以上居住することを前提に、住所および生活の本拠を置く人が対象です。



所有者・入居者の方



長洲町
空家家財道具等撤去促進事業補助金
上限 **10万円**（補助率2分の1）

空き家バンクに登録された空き家の家財道具の処分などにかかる費用を補助します。
※入居者の場合は、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して当該空き家に居住する意思を有していること。



お問い合わせ

長洲町役場 まちづくり課 定住促進係

〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

☎ 0968-78-3219

✉ teijyu@town.nagasu.lg.jp

最新の物件情報はこちら



長洲町空き家・空き地バンクはこちら

